取締役会・監査役会の役割

基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、「株主の皆様を中心としたステークホルダーに対する企業価値極大化のための経営統治機能」と位置付け、取締役会および監査役会を基本に執行役員制度を導入し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、経営意思決定の透明性の向上およびコンプライアンスの強化により経営の健全性の確保を図っています。

当社では、現場の状況に即した意思決定を当社グループの経営理念を理解し実践できる人材により的確に行っています。取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確にするとともに執行役員制度を導入し業務の執行と監督を分離しています。さらに、コーポレートガバナンスの充実が図れるように、独立役員として社外取締役4名と社外監査役3名を選任しており、経営監視機能の客観性および中立性を確保しています。

企業統治の概要
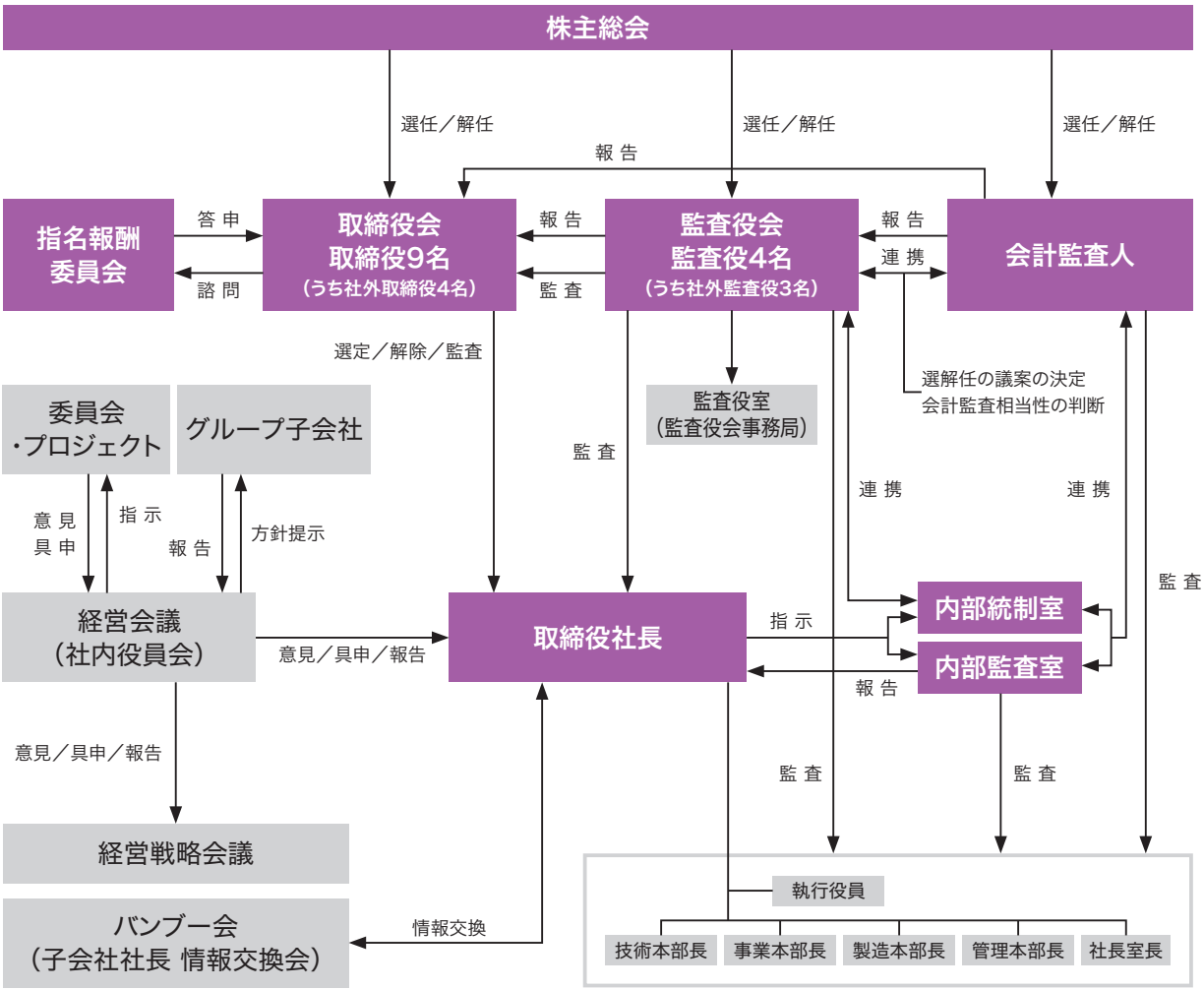
当社は、監査役会設置会社であり、業務執行の円滑化を図るため、取締役社長の諮問機関として、社内役員会及び各種委員会を設けています。前記会議には、常勤監査役及び内部統制室並びに内部監査室の担当者が出席しています。